

財務諸表の承認について

1 財務諸表の承認に係る法的根拠

- ◆地方独立行政法人は、毎事業年度、財務諸表を作成し、当該事業年度の終了後3月以内に設立団体の長へ提出し、その承認を受けなければならない。(地方独立行政法人法第34条第1項)
- ◆設立団体の長は、財務諸表を承認しようとするときは、あらかじめ評価委員会の意見を聴かなければならない。(同法第34条第3項)

2 承認にあたっての確認内容

下記のとおり、法規性の遵守及び表示内容の適正性の観点から確認を行った。
 なお、財務諸表等の数値については、監事及び会計監査人による監査の対象となっているため、主要な計数等について確認を行った。

(1) 法規性の遵守

確認項目	確認結果
提出期限は遵守されたか。 (法第34条第1項)	6月末日までに財務諸表等を提出した。
必要な書類は全て提出されたか。(法第34条第1項及び第2項・規則第10条)	以下の書類を提出した。 ①財務諸表(貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書、附属明細書) ②事業報告書 ③決算報告書 ④監事及び会計監査人の監査報告書
監事及び会計監査人の監査報告書に、財務諸表の承認にあたり考慮すべき意見はないか。	監事及び会計監査人の監査報告書は、適正意見表示であり、財務諸表の承認にあたり考慮すべき特段の意見はなかった。

(2) 表示内容の適正性

確認項目	確認結果
記載すべき事項について、明らかな遺漏はないか。	財務諸表等の提出を受けた全ての書類について、表示科目、会計方針、注記等について、明らかな遺漏はないことを確認した。
計数は整合しているか。	計数の合計等の基本的な計数について整合を確認した。
書類相互間における数値の整合は取れているか。	主要表と附属明細書との相互間における整合など、書類相互間における数値の整合を確認した。